「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第八号に規定する環境大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣が定める森林等炭素蓄積変化量（案）」に対する意見募集の結果について

令和8年3月 23 日（月）

環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室
経済産業省イノベーション・環境局 GX グループ環境政策課 GX 推進企画室
林野庁森林整備部森林利用課

「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第八号に規定する環境大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣が定める森林等炭素蓄積変化量（案）」について、以下のとおり意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

1. 概要

（1）意見募集期間：令和7年 12 月 25 日（木）～令和8年1月 24 日（土）
（2）実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）
（3）意見提出方法：e-Gov の「意見提出フォーム」、郵送

2. 意見募集の結果

（1）意見件数：3件
（2）お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方：別紙のとおり

別紙

お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方

※ 提出いただいた御意見から一部要約し、整理しています。

御意見の概要	御意見に対する考え方
CLT 材のように、プラスチックを使用していて自然還元ができない素材も増えている。 これらを「木材を使っているから」と二酸化炭素算定で控除してしまわないよう求める。	森林等炭素蓄積変化量の算定に当たっては、建築物や家具等に用いられる木材に固定された炭素蓄積の量に相当する二酸化炭素の量を、調整後排出量の算定に含めることができます。
概要を制度設計の観点から読み解くと、技術的にはかなり整っているが、行政制度としては「説明責任が弱い」と評価できる。技術的妥当性の評価は高い。この制度概要は、IPCC ガイドラインに忠実。係数は環境大臣・経産大臣・農水大臣が公表すると規定されており、現場や第三者の裁量はほぼない。この構造は、全国一律で比較可能国際報告に使いやすいというメリットがある一方、係数の妥当性検証がブラックボックス化しやすい。森林から非森林又は非森林から森林への土地の用途の変更の項目で出てくる「20 年間の炭素蓄積変化量／20」は、科学というより行政実務上の妥協点ではないのか。木材については木材利用を炭素貯蔵として評価する思想自体は、循環型社会・木材利用促進と整合的だが、使用後の廃棄・燃焼長寿命製品と短寿命製品の違いなどが分からず、制度としては「簡略化しすぎている」印象。なぜこの設計なのか、誰がどう検証するのか、間違っていた場合の修正手続がほぼ書かれていない。本命令において用いられる各係数および算定期間(20 年)の設定について、科学的根拠および検証手続をどのように確保しているのか。	森林等炭素蓄積変化量の算定時に使用する、環境大臣・経済産業大臣・農林水産大臣が公表する係数については、我が国の温室効果ガスインベントリ及び「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」をもとに設定することとしており、科学的根拠に基づいたものとなっています。また、その出典等の根拠をガイドラインで示すとともに、公表する係数はその根拠に応じて適時更新を行う予定です。 森林から非森林又は非森林から森林への土地の用途の変更に係る森林等炭素蓄積変化量の算定については、20 年等分割法（線形移行）を使用して算定を行うこととしており、これは我が国の温室効果ガスインベントリ及び 2006 年 IPCC ガイドラインに準拠しています。 また、木材の森林等炭素蓄積変化量の算定に当たっては、森林等炭素蓄積変化量の算定を行った木材を廃棄や滅失、譲渡した場合、炭素蓄積の量が減少したとみなして報告する必要があります。 森林等炭素蓄積変化量の算定が適切になされるよう、マニュアル等を通じて算定方法の周知に努めてまいります。
告示案では森林の蓄積変化量、土地用途変更、木材の炭素蓄積を、係数を用いて二酸化炭素量に換算する詳細が規定されている。これは報告の標準化に寄与するが森林の正味吸収量（ネット吸収）の算定が過大評価されやすいリスクがある。 案では公表係数を用いることとされているが、係数の科学的根拠を定期的に検証し、呼吸放出や劣化	森林等炭素蓄積変化量の算定時に使用する、環境大臣・経済産業大臣・農林水産大臣が公表する係数は、我が国の温室効果ガスインベントリ及び「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」をもとに設定することとしており、科学的根拠に基づいたものとなっています。また、出典等の根拠をガイドラインで示すとともに、公表する係数

リスクを十分反映したものとするべき。 また、実測を認める規定があるが、これを推奨し係数依存の限界を留意事項に明記すべき。 森林の商品化リスクと生態系の命の尊厳を考慮すべき。留意事項として報告継続義務や木材の譲渡・廃棄時の扱いが規定されているが、この制度の拡大が森林を単なる商品（炭素クレジット源）として扱う方向へ導き、生態系を損ねる懸念がある。案では建築物木材の条件付き算定があるが、森林の長期保護を義務づけ、商品化による生態系影響評価を追加すべき。 この告示案は森林吸収を報告制度に組み込むための詳細規定として適切だが、温暖化対策全体の前提に不確実性がある点を無視すべきではない。技術革新や自然変動の影響が予測を外す可能性があり森林吸収の係数も将来的に見直しが必要ではないか。案では一部選定や実測を認める柔軟性があるが、これを拡大し少数科学的意見（例: 呼吸放出の強調）を反映した代替算定オプションを検討すべき。	はその根拠に応じて適時更新を行う予定です。 森林の吸収量の算定に当たっては、森林の炭素蓄積の変化量を算定する方法としており、呼吸等による排出は考慮されています。 また、森林の蓄積の変化量の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、実測に基づく森林等炭素蓄積変化量を算定することができる旨を告示案に明記しています。 森林等炭素蓄積変化量の算定について、森林については、森林経営計画、生物多様性の増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画の対象となる森林のみにおいて炭素蓄積の増加量（排出量からの控除）の算定を認めており、木材についても、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律等に基づき合法性が確認された木材を算定することを認めています。

以上